

東京大学・未来ビジョン研究センターグローバル・commons・センター
教授（ネイチャーファイナンス） 公募要領

1. 職名及び人数：教授 1名
2. 採用予定日：令和7年6月1日以降
3. 契約期間：採用日～5年間
4. 更新の有無：無
5. 試用期間：採用された日から14日間
6. 就業場所：東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷7-3-1）
＜変更の範囲＞
本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程 第4条による。）
7. 所属：未来ビジョン研究センターグローバル・commons・センター
8. 業務内容：ネイチャーポジティブ経済の実現を加速するネイチャーファイナンスの国際ルールメイキングと、そのための調査・研究・執筆活動。国際社会で進行中のルールメイキングに、日本として意味のある関与と貢献を目指す。具体的には、下記の業務に従事する。
 - (1) ネイチャーポジティブ経済やネイチャーファイナンスに関する論文や報告書、国際会議、ステークホルダーインタビュー等、多様な情報源からの情報抽出と課題分析。
 - (2) 会計原則、開示規則、評価手法、レイティングや金融市場規制など、自然資本に対する価値づけを実現するための市場の重要な機能についての制度やルールの検討と設計。
 - (3) (1)および(2)に基づく社会提言・政策提言の執筆とその実現に向けての関係者間での合意形成。
 - (4) 連携機関や企業、政府関係者やコンサルタント等の多様なステークホルダーとの対話や調整業務、ガイダンスの提供。＜変更の範囲＞
配置換、兼務及び出向を命じることがある。
(意に反して命じられることは原則ない。詳細は 東京大学教員の就業に関する規程 第4条による。)
9. 就業時間：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分週5日勤務したものとみなされる。
10. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
11. 休暇：年次有給休暇、特別休暇 等
12. 賃金等：年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額130万円～140万円程度×12か月
(資格、能力、経験等に応じて決定する)
諸手当：通勤手当（支給要件を満たした場合。月額55,000円まで）
13. 加入保険：法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
14. 応募資格：
 1. 財務会計や管理会計、国際会計基準等に関する業務経験と高度な専門性を有すること。
 2. 各国規制当局等との折衝や調整の経験を有すること。
 3. 本業務に関連する学術分野における博士の学位を有することが望ましい。
 4. 多様なステークホルダーとの連携や対話に意欲的に取り組む意思があること。
 5. 英語によるコミュニケーションが可能であること。
15. 提出書類：
 - ① 履歴書 ※本学様式を下記 URL よりダウンロードの上作成のこと。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

- ② 研究業績リスト（様式は任意。著書、学術論文、報告書、招待講演などに分けて記載）。
 - ③ 主要論文または報告書（3編以内）
 - ④ これまでの業務活動と実績の概要（A4用紙2ページ以内）。
 - ⑤ 着任後の研究に関する抱負。（A4用紙2ページ程度）
 - ⑥ 応募者について照会できる方3名の氏名と連絡先
16. 応募締切 : 令和7年3月31日（月）17:00必着。書類選考の上、合格者に対し面接を実施。適任者の採用が決まり次第、募集を締め切ります。
17. 提出方法 : 「15. 提出書類」の①～⑥の各種書類に相当する pdf ファイルを1つの zip ファイル（パスワード無し）にまとめ以下の受取フォルダにアップロードしてください。ファイルの件名を「アクセラレーターオフィスでの教授公募への応募（ネイチャーファイナンス）」とすること。
https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.ifi_gaj-/Em4M-iL8rt1PpKxrfqwL71sBI54S3qi3NZBQdFnjBbguMA
18. 募集者名称 : 国立大学法人東京大学
19. 問い合わせ先 : 東京大学 未来ビジョン研究センター事務局 採用担当
ifi_hr[at mark]ifi.u-tokyo.ac.jp （[at]は@に置き換えてください）
20. 受動喫煙防止措置の状況 : 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
21. その他 : ・ 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。
・ 選考結果に関する事由についてはお答えできません。
・ 応募書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。
・ 東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。